

路地状敷地の取り扱い基準

<p>類 型</p>	<p>敷地の前面道路幅員が、既に6.0メートル以上を有しているなど道路の拡幅整備が不要であり、また、新たに道路を設置しないため、開発行為に該当しない場合</p>	<p>敷地の前面道路幅員が、6.0メートル未満のため道路の拡幅整備が必要な場合や、新たに道路を設置する場合など、開発行為に該当する場合</p>
<p>基 準</p>	<p>路地状敷地は2区画までとし、かつ、その路地状部分の幅員は2.5メートル以上を有すること</p>	<p>路地状敷地は1区画のみとし、かつ、その路地状部分の幅員は3.0メートル以上を有すること</p>

(注意)

- 1 分筆後の公図写し及び地積測量図を提出すること
- 2 路地状部分に境界工を設置すること